

(別記 1)

食肉流通構造高度化・輸出拡大事業

第 1 取組の概要

本取組においては、食肉処理施設の再編合理化等を通じた、流通コストの縮減、稼働率及び衛生水準の向上等による国産食肉の生産・流通体制の強化及び輸出の拡大を図るため、次に掲げるメニューを実施できるものとする。

1 コンソーシアム推進事業

国産食肉の生産・流通体制の強化及び輸出拡大を図るための 5 か年計画（以下「コンソーシアム計画」という。）を策定及び実行するための協議会の開催、調査、研修等

2 食肉処理施設整備事業

コンソーシアム計画に基づき実施する食肉処理施設（と畜（枝肉までの処理）から部分肉加工まで一貫して実施する食肉処理施設をいう。以下同じ。）の再編合理化等に必要な施設整備、機械導入等

第 2 取組の実施基準等

本事業は、コンソーシアム推進事業と食肉処理施設整備事業の一体的な取組を支援するものとするが、複数年度にわたる事業計画も可とする。

1 コンソーシアム推進事業

（1）次の取組は、本事業の交付の対象外とする。

ア 特定の個人又は法人の資産形成又は販売促進につながる取組

イ 農畜産物の生産費補填（加工品の開発及び試作に係るものを除く。）若しくは販売価格支持又は所得補償

ウ 販売促進のための PR 活動としてのポスター・リーフレット等の作成、新聞・ラジオ・テレビ・インターネット等マスメディアによる宣伝・広告、展示会等の開催

2 食肉処理施設整備事業

（1）施設の能力及び規模は、産地の飼養頭数、生産数量、出荷計画、労働力の確保状況等を勘案して決定するものとし、事業実施計画の作成に当たっては、コンソーシアムにおいて合意の上、適切な能力・規模の決定を行うものとする。ただし、当該施設の受益農家は原則として 5 戸以上とする。

あわせて、施設の利用率の向上、処理量の増大、コスト低減を図るための処理・加工技術、製品の商品性を含む市場調査の方法、販売方法等についても十分な検討を行うものとする。

（2）食肉処理施設の廃棄等

本事業での再編に伴い廃棄する必要がある既存施設（以下「廃棄施設」という。）に対しては、廃棄にかかる経費及び廃棄施設の設備の残余財産相当

額の補填ができるものとする。

- (3) 整備後食肉処理施設の所有者以外の者に貸し付けることを目的として施設を整備する場合については、次のとおりとする。なお、貸付先は、コンソーシアムの構成員とする。

ア 貸付けの方法、貸付けの対象となる者等については、都道府県知事と協議するものとし、これらの事項について変更する場合にあっても同様とする。

イ 整備後食肉処理施設の受益農家は、原則として、5戸以上とする。

ウ 整備後食肉処理施設の所有者が賃貸料を徴収する場合は、賃貸料は、原則として、「事業実施主体負担（事業費－交付金）／当該施設の耐用年数＋年間管理費」により算出される額以内であることとする。

エ 貸借契約は、文書によって行うこととする。

なお、整備後食肉処理施設の所有者は、貸借契約に明記した事項が利用者又は自らと競争関係にある者に制約を加えることのないよう留意するものとする。

第3 事業実施主体

要綱別表の事業内容欄の1の事業の事業実施主体欄の畜産局長が別に定める要件は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- 1 畜産農家、食肉処理施設及び食肉流通事業者を必須の構成員として組織されたコンソーシアムとすること。
- 2 コンソーシアムの運営を行うための事務局を設置しており、かつ、代表者、意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、公印の管理・使用及びその責任者、内部監査の方法等を明確にしたコンソーシアムの運営等に係る規約（以下「コンソーシアム規約」という。）を定め、事業実施及び会計手続を適正に行うことができる体制を有していること。
- 3 コンソーシアム規約において、一の手続につき複数の者が関与するなど事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。
- 4 コンソーシアム規約において、各年度ごとの事業計画、収支予算等を構成員が参加する総会等により承認することとしていること。
- 5 構成員である法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）でないこと及び法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。
- 6 施設整備を行う者は、コンソーシアムの構成員のうち法人格を有する整備後

食肉処理施設の所有者であること。

- 7 施設の利用料金を設定する場合は、原則として施設の管理運営に必要な経費の範囲内で設定することとしていること。

第4 採択要件

採択要件は、要領本文に定めるもののほか、以下のとおりとする。

1 コンソーシアム推進事業

本事業は、コンソーシアム計画を策定及び実行するための協議会の開催、調査、研修、食肉処理施設の用地確保のための調整会議等の取組を支援するものとする。また、事業実施主体は、以下に定めるコンソーシアム計画を既に策定しているか、又は本事業実施期間中に策定予定である必要があるものとする。

- (1) コンソーシアム計画は、以下の全てについて明記されていること。

ア 生産・流通体制強化に関する以下の計画

- a 安定的集出荷、処理、販売計画
- b 輸出拡大計画（輸出向け出荷量5%以上の増加（新規の取組又は直近年の輸出実績がない場合は、いずれの国への輸出を新規で実施）する計画とすること。）
- c 消費者ニーズを反映する生産体制推進計画
- d 生産者の顔が見える販売体制推進計画

イ 食肉処理施設の再編合理化に関する以下の計画

- a 施設稼働計画（処理能力、処理量、稼働率、欧米並みの衛生管理）
- b 経営安定計画（と畜・加工料金設定、人材育成・後継者確保方針）
- c 食肉処理・加工・流通コストの低減計画（省力化、加工技術の向上、物流協業化）
- d 災害時や施設メンテナンス時の対応計画

- (2) コンソーシアム計画の計画期間は、5年度間以上とし、コンソーシアム計画期間中に施設整備事業が完了する場合は、当該施設整備事業の完了年度の翌年度を起算年として5年度間以上を加えた計画期間となるよう設定するものとする。

2 食肉処理施設整備事業

本事業は、コンソーシアム計画に基づき実施する食肉処理施設の再編合理化等に必要な施設整備、機械導入等を支援するものとし、採択要件は次に掲げるものとする。

- (1) 施設整備は、コンソーシアム計画に基づく対象食肉処理施設の再編合理化等に必要な施設整備、機械導入等とする。なお、再編合理化等とは、コンソーシアム内の食肉処理施設の統合又は機能再編等による業務の効率化・高度化、専用施設化を図る取組により、食肉の輸出拡大や効率的・効果的な生産・流通体制に強化することをいい、当該食肉処理施設を起点とした物流の協業・共同化

による流通コストの低減及び災害等非常時や施設メンテナンス時の安定運営に必要な連携協定等を必須とする。

- (2) 再編等施設（コンソーシアム計画に基づき整備を行う食肉処理施設をいう。以下同じ。）の新設又は改修及び廃棄は、当該施設が所在する都道府県が定める食肉の流通合理化計画に係る都道府県計画（以下「流通合理化計画」という。）に基づくものであることとする。
- (3) 事業実施主体は、再編等施設の整備について、流通合理化計画に基づく整備計画（以下「整備計画」という。）を作成し、当該施設が所在する都道府県知事による承認を受けていることとする。なお、複数の施設を整備する場合は、それぞれの施設が所在する都道府県知事による承認を受けているものとする。
また、廃棄を伴う場合は、整備計画の中に流通合理化計画に基づく廃棄計画（以下「廃棄計画」という。）も含めて作成し、当該都道府県知事による承認を受けていることとする。
- (4) 整備に当たっては、整備後の1日当たりの処理能力頭数（肥育豚換算）が、1コンソーシアムにつき、おおむね1,000頭以上の規模となることとする。
加えて、当該処理能力頭数は、現状（再編合理化等前）のコンソーシアム内の処理頭数合計（直近3年度間の平均）を上回る計画とすること。
また、施設整備の交付対象は、1施設につき、おおむね700頭以上の規模となることとする。ただし、地域の事情により以下のアからエまでの2つ以上に該当する整備の場合、おおむね500頭以上の規模を可とする。
 - ア 県内1施設の食肉処理施設の他県の食肉処理施設との再編合理化
 - イ 地域の増頭計画に対応して処理頭数を増頭する計画を有する食肉処理施設の再編合理化
 - ウ 輸出専用食肉処理施設化による再編合理化
 - エ 牛又は豚の専用施設化による再編合理化
- (5) 整備後食肉処理施設の稼働率はおおむね90%以上であることとする。

第5 食肉処理施設の廃棄の基準等

ア 食肉処理施設の廃棄

- (ア) 廃棄の対象は、廃棄計画において、廃棄する旨が記載された施設及びその設備であること。
- (イ) 廃棄施設を売却して得た対価（当該売却に係る経費を控除した額をいい、再編合理化計画が作成された日から本事業に係る交付金の交付決定を受けた日までに売却して得た額を含む。）については、これを交付対象経費から控除する。
- (ウ) 交付対象経費には食肉処理施設の廃棄後の整地等に係る経費については含めることができないものとする。
- イ 廃棄施設の設備の残余財産相当額の補填

- (ア) 交付対象は、別表 2 の 1 の食肉流通構造高度化・輸出拡大事業のうち、(2) 食肉処理施設整備事業の補助対象要件欄のア及びイに掲げる施設等（取得年月が明らかであって、その取得価額（所得税法施行令（昭和40年政令第96号。）第126条及び第127条又は法人税法施行令（昭和40年政令第97号。）第54条及び第55条に規定する方法により算出した減価償却資産の取得価額をいう。以下同じ。）が単価20万円以上のものに限る。）を廃棄する際に、当該施設等について減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「財務省令」という。）別表に掲げる耐用年数（以下「耐用年数」という。）に応じて旧定率法（所得税法施行令第120条第1項第2号ロ又は法人税法施行令第48条第1項第2号ロに規定する旧定率法をいう。）又は定率法（所得税法施行令第120条の2第1項第2号ロ又は法人税法施行令第48条の2第1項第2号ロに規定する定率法をいう。）により減価償却を行った場合の当該施設等の未償却分の残余財産相当額（以下「残余財産相当額」という。）とする。ただし、耐用年数を超えている施設等は対象としない。
- (イ) 個人において使用され、又は法人において事業の用に供された中古資産については、当該中古資産が、再編施設において(ア)の耐用年数以上に設定されている設備であって、かつ、(ア)の要件を満たすものに限る、交付対象とすることができる。
- (ウ) 交付対象経費の算出に当たっては、次の点に留意するものとする。
- a (ア)の施設等又は(イ)の設備（以下「対象施設等」という。）を取得した営業年度（廃棄施設の営業年度又は事業年度等をいう。以下同じ。）における当該対象施設等の減価償却額は、当該対象施設等を取得した月にかかわらず、当該対象施設等を取得した営業年度の期首にこれを取得したものとみなして算出するものとする。
- b 廃棄施設が、営業年度の途中において食肉処理を休止する場合には、当該営業年度における対象施設等の減価償却額は、次式により算出するものとする。

$$\alpha = \beta \times (\gamma \div 12)$$

α : 減価償却額

β : 廃棄施設の食肉処理を休止した営業年度末における減価償却見込額

γ : 廃棄施設の食肉処理を休止した営業年度の期首から食肉処理休止月までの間の月数（1か月に満たない月は、これを1か月とする。）

- c 廃棄施設が、営業年度の前年度において既に食肉処理を休止している場合には、対象施設等の残余財産相当額は、当該営業年度の前年度の3月31日現在において評価するものとする。

- d 廃棄施設において、対象施設等と当該対象施設等についての資本的支出（所得税法施行令第181条又は法人税法施行令第132条に規定する資本的支出をいう。以下同じ。）に係る部分とをそれぞれ別個の減価償却資産として財産管理台帳等に掲載し、それぞれについて別個に減価償却を行っている場合にあっては、本体である当該対象施設等が耐用年数を超過しているときは、当該資本的支出に係る部分の残余財産相当額については、交付対象とはしない。
- e 対象施設等について資本的支出がなされ、当該対象施設等が耐用年数の期間内である場合には、当該対象施設等とその資本的支出に係る部分とをそれぞれ別個の減価償却資産として区分し、それぞれについて（ア）、（イ）、（ウ）の a から d までの規定に留意して交付対象経費を算出するものとする。
- （エ）対象施設等を売却して得た対価については、これを交付対象経費から控除する。ただし、事業実施計画が作成された日から本事業に係る交付金の交付決定を受けた日までに施設等を売却した場合であって、当該施設等に係る対価が（ウ）の a から c までの規定に準じて算出した残余財産相当額を上回ったときは、その上回った額についても交付対象経費から控除するものとする。
- （オ）廃棄施設は、地域の実情を踏まえつつ、施設の築年数等を十分に勘案して選定するものとする。
- なお、残存年数が相当期間ある施設については廃棄対象とすることが必ずしも望ましいといえないことから、施設の有効活用も含め十分に検討するものとする。